

2021年10月9日

美浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱からの復帰について

美浜発電所3号機（加圧水型軽水炉 定格電気出力82万6千キロワット、定格熱出力244万キロワット）は、定格熱出力一定運転中、10月6日、定期試験^{※1}のため、A-非常用ディーゼル発電機を起動したところ、同日9時37分、中央制御室で「Aディーゼル発電機トリップ」警報が発信し、自動停止しました。現場で「過速度^{※2}」のトリップ警報が発信していることを確認したことから、同日9時43分に保安規定の運転上の制限の逸脱^{※3}と判断しました。

※1 非常用ディーゼル発電機の機能の健全性を確認するため実施している試験。

※2 回転数が異常に上昇した際、自動停止させるための保護装置。

※3 保安規定第74条において、非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であることが求められている。

（2021年10月6日 お知らせ済み）

その後、A-非常用ディーゼル発電機を点検した結果、調速装置^{※4}に不具合の可能性があったことが分かりました。このため、予備の調速装置に取替え、本日、当該発電機の起動確認等を実施した結果、正常に動作することが確認できたことから、10月9日18時5分に保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰しました。

なお、プラントの運転状況に問題はなく、本件による外部への放射性物質の影響はありません。

※4 ディーゼル機関の回転数を一定に保つ装置。

以 上